

議会運営委員会  
協議事項  
全員協議会

令和2.3.6(金)午後1時30分  
令和2.3.9(月)午前9時30分

- 1 本会議における東日本大震災犠牲者に対する弔意について
- 2 追加議案について
  - (1) 令和元年度浜松市一般会計補正予算(第8号)
  - (2) 浜松市営住宅条例の一部改正について
  - (3) 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について
- 3 本会議3日目から5日目までの運営について
  - (1) 議事日程・議事の順序について
  - (2) 議案付託件目表について
- 4 意見書の調整について(2月12日協議事項の別冊参照)
  - (1) 困難を抱える女性への支援制度の確立を求める意見書 (自由民主党浜松提出)
  - (2) ヘイトスピーチ解消法の対象拡大を求める意見書 (自由民主党浜松提出)
  - (3) 香港における邦人保護並びに安全確保のための適切な対応を求める意見書 (創造浜松提出)
  - (4) 外国語教科化に伴う指導体制の充実のための財政措置に関する意見書 (創造浜松提出)
  - (5) 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書 (公明党提出)
  - (6) おたふくかぜワクチンの定期接種化を求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)
  - (7) カジノを含む「IR整備法」及び「IR推進法」の廃止を求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)
- 5 5月定例会の質問等について(議運のみ)

## 追加議案

### 1 令和元年度浜松市一般会計補正予算（第8号）

繰越明許費の追加 9件 2,662,484千円

### 2 条例議案

#### （1）浜松市営住宅条例の一部改正について

不正入居による住宅の明渡し請求に係る損害金の利率の規定を改正するとともに、浜松市パートナーシップ宣誓制度の創設に伴い、入居資格要件を緩和するほか、所要の整備を行うもの

#### （2）浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

本市教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について、教育委員会が定める旨の規定を加えるもの

## 議 事 日 程 (第3号)

令和2年3月9日(月) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 代 表 質 問

## 議 事 の 順 序 (第3日)

令和2年3月9日(月) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 代 表 質 問
- 4 散 会 の 宣 告

## 議 事 日 程 (第4号)

令和2年3月10日(火) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一 般 質 問

## 議 事 の 順 序 (第4日)

令和2年3月10日(火) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 一 般 質 問
- 4 散 会 の 宣 告

## 議 事 日 程 (第5号)

令和2年3月11日(水) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 第 66 号 議 案 令和元年度浜松市一般会計補正予算(第8号)
- 第 4 第 67 号 議 案 浜松市営住宅条例の一部改正について
- 第 5 第 68 号 議 案 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

## 議 事 の 順 序 (第5日)

令和2年3月11日(水) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 一 般 質 問
- 4 議 案 上 程……
  - 日程第 3 第 66 号 議 案
  - 日程第 4 第 67 号 議 案
  - 日程第 5 第 68 号 議 案3件
- (1) 説 明  
(休 憩) 議案説明会開催
- (2) 質 疑
- (3) 委 員 会 付 託
- 5 休 会 の 決 定
- 6 散 会 の 宣 告

## 令和2年第1回浜松市議会定例会議案付託件目表（追加議案）

### 厚生保健委員会

- 第 66 号議案 令和元年度浜松市一般会計補正予算（第8号）  
第1条（繰越明許費）中  
第3款 民生費

### 環境経済委員会

- 第 66 号議案 令和元年度浜松市一般会計補正予算（第8号）  
第1条（繰越明許費）中  
第6款 農林水産業費  
第11款 災害復旧費中  
第1項 災害復旧費中  
農地・農業用施設災害復旧費

### 建設消防委員会

- 第 66 号議案 令和元年度浜松市一般会計補正予算（第8号）  
第1条（繰越明許費）中  
第8款 土木費  
第11款 災害復旧費中  
第1項 災害復旧費中  
土木施設災害復旧費

- 第 67 号議案 浜松市営住宅条例の一部改正について

### 市民文教委員会

- 第 66 号議案 令和元年度浜松市一般会計補正予算（第8号）  
第1条（繰越明許費）中  
第2款 総務費

- 第 68 号議案 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

## ヘイトスピーチ解消法の対象拡大を求める意見書（案）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行された平成28年6月から3年半が経過した。ヘイトスピーチ解消法は議員立法であり、立法担当議員が平成28年5月20日の法務委員会で理念法であると答弁している。その際、本邦外出身者以外のものに対する不当な差別的言動が許されるという趣旨ではないとも答弁しており、衆議院及び参議院はその旨の附帯決議を付している。

そして、川崎市において全国で初めて、ヘイトスピーチに対する刑事罰を盛り込んだ条例が令和元年12月12日に可決成立、令和2年7月1日から施行されることになった。

しかしながら、刑事罰の対象は、あくまで本邦外出身者に対するヘイトスピーチであって、日本人、日本居住の同和地区出身者や民族的マイノリティーまたは海外からの渡航者へのヘイトスピーチは対象外となっている。その理由を川崎市はヘイトスピーチ解消法の定める範囲内でのと説明している。また、附帯決議に法的拘束力がないことも今回の川崎市の条例に影響している。

今、我が国は韓国と慰安婦問題、徴用工問題などを発端に緊張関係にあり、また新型コロナウイルス感染対応などに対する中国への不信感もあり、両国からの渡航者へのヘイトスピーチが過激化するおそれもある。

理念法である以上、ヘイトスピーチ解消法に罰則が規定されないことはいたし方なく、条例に罰則を規定することでの抑止効果を期待するが、やはり、共生社会を目指す我が国では多様性への理解がより進むことが前提にある。

よって、国においては、本邦外出身者以外の者、すなわち国内居住の日本国民及び海外からの渡航者に対するヘイトスピーチも違反對象とするヘイトスピーチ解消法の改正を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

香港における邦人保護並びに安全確保のための適切な対応を求める意見書(案)

「一国二制度」のもと、自由で開かれた香港はアジア太平洋地域のみならず、世界の繁栄と発展に重要な役割を果たしてきた。

現在、香港には耐久財や消耗品の卸売業、輸送業に付随するサービス業や飲食店など日本から1688社が進出し2288カ所を拠点に経済活動を行うなど、我が国にとっても、緊密な経済的・人的交流がされてきており極めて重要なパートナーである。

本市からも香港に進出している企業があり、また、本市の事業として農林水産物・食品の海外販路開拓に向けて香港最大の国際食品見本市「Food Expo 2019」に出展するなど、香港とのかかわりを深めている。

しかし、昨今の香港では、刑事事件の容疑者を中国本土に引き渡すことを可能とする、いわゆる「逃亡犯条例」改正案の完全撤回や、警察の暴力行為を調べる独立委員会の設置、普通選挙の導入など「5大要求」を掲げる市民による抗議活動が続いており、事態収束の気配は見えない。そのため、現地で活動する邦人が危険にさらされることも想定される状況になっている。

よって、国においては、香港に進出している多くの日本企業や多数の在留邦人、香港に旅行する邦人の安全確保について、関係各所に働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

国が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査結果が、平成31年3月に公表されたが、40歳から64歳までのひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や本人の高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

国としては、これまで都道府県・政令市へのひきこもり地域支援センターの設置やひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

よって、国においては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受けとめるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 同行相談や信頼関係の構築といった対本人型の訪問支援員を設置し、自立相談支援の機能強化に向けた新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 2 就労に限らない多様な中高年の社会参加の場を確保し、さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。
- 3 8050問題など世帯の複合的なニーズに対して、断らない相談支援や伴走型支援など、包括的に支援することができる仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。